

地域密着型通所介護 LET 'Sほほえみリハ

「第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)」

重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 ほほえみサービス
主たる事務所の所在地	〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷3丁目20番1号 ドルチェ成城201号
代表者(職名・氏名)	代表取締役 小林 豊
設立年月日	2012年 7月 20日
電話番号	03-6411-3092

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	LET 'Sほほえみリハ	
サービスの種類	地域密着型通所介護・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)	
事業所の所在地	〒241-0806 横浜市旭区下川井町233番地1	
電話番号	045-952-3000	
指定年月日・事業所番号	2015年 5月 1日指定	1473202768
実施単位・利用定員	1単位(9:30~12:35)	定員18人
	1単位(13:40~16:45)	定員18人
通常の事業の実施地域	旭区、緑区、瀬谷区、戸塚区(名瀬町)	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

地域密着型通所介護・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)は、事業者が設置する事業所に通っていただき、排せつ等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。
営業時間	9時00分から18時00分まで
サービス 提供時間	1単位目 9時30分から12時35分まで 2単位目 13時40分から16時45分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
生活相談員 利用者および家族からの相談業務 利用の申込に係る調整の補助 地域密着型通所介護・第1号通所事業等の業務	常勤 2名
介護職員 地域密着型通所介護・第1号通所事業等の業務	常勤 3名 非常勤 3名 介護福祉士 5名
機能訓練指導員 機能訓練計画策定/実施	常勤1名 非常勤専従 2名 理学療法士 1名 作業療法士 1名
看護師	非常勤 3名

7. サービス提供の担当者

サービス提供の担当職員(生活相談員)及びその管理責任者(管理者)は下記のとおりです。サービス利用に

あたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 伊吾田 浩二 岩崎 光子
管理責任者の氏名	管理者 高木 美紀

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、介護負担割合証に準じての負担割合となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 通所介護の利用料

【基本部分：地域密着型通所介護】

所要時間 (1回につき)	利用者の 要介護度	地域密着型通所介護費			
		単位数	利用者負担金		
			基本利用料の1割	基本利用料の2割	基本利用料の3割
3時間以上 4時間未満	要介護1	416単位	446円	892円	1,338円
	要介護2	478単位	512円	1,025円	1,537円
	要介護3	540単位	579円	1,158円	1,737円
	要介護4	600単位	643円	1,286円	1,930円
	要介護5	663単位	711円	1,421円	2,132円

*上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

*上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

*利用料は地域区分の単価（2級地 10.72円）を含んでいます。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		単位数	利用者負担金		
			1割	2割	3割
個別機能訓練 加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合（1日につき） ※それぞれの要件を満たした上で、機能訓練を行った場合	56単位/日	60円	120円	180円
個別機能訓練 加算Ⅱ	個別機能訓練計画などの内容をデータ提出しフィードバックを受けている事	20単位/月	22円	43円	65円
科学的介護 推進体制加算	利用者ごとのADL値、認知症の状況、その他の心身の状況などに係る基本的な情報のデータ提出とフィードバック情報を活用する。	40単位/月	43円	86円	129円
生活機能向上連携 加算Ⅱ	リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行う事。 個別機能訓練加算を算定している場合	200単位/月	215円	429円	644円
		100単位/月	108円	215円	322円
サービス提供 体制強化加算 (Ⅱ)	介護職員の総数のうち介護福祉士を50%以上配置している場合（1回につき）	18単位/回	20円	39円	58円
介護職員処遇改善 加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の賃金の改善を実施し、当該加算の算定要件を満たす場合	算定単位数 の 1000分の 92	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		単位数	利用者負担金		
			1割	2割	3割
送迎を行わない場合	利用者が自ら通う場合や家族が送迎を行い、事業所が送迎を実施していない場合	47単位/片道	51円	101円	151円

(2) の利用料

【基本部分：第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)費】

利用者の 要介護度	第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)費 (1月につき)			
	単 位 数	利用者負担金		
		基本利用料の1割	基本利用料の2割	基本利用料の3割
要支援1	1798単位	1,928円	3,855円	5,782円
要支援2 (週1回程度)	1798単位	1,928円	3,855円	5,782円
要支援2 (週2回程度)	3621単位	3,882円	7,760円	1,1645円

- * 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。尚、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- * 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。
- * 利用料は地域区分の単価（2級地 10.72円）を含んでいます。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。(1月につき)

		単位数	利用者負担金		
			1割	2割	3割
生活機能向上連携 加算	リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行う事	200 単位	214円	429円	643円
生活機能向上 グループ活動加算	利用者へ日常生活上の支援のための活動をグループにて行った場合 ※ただし、運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は算定しない	100 単位	107円	214円	322円
科学的介護 推進体制加算	利用者ごとのADL値、認知症の状況、その他の心身の状況などに係る基本的な情報のデータ提出とフィードバック情報を活用する。	40単位	43円	86円	129円

サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数の うち介護福祉士を 50%以上配置している 場合	要支援1	72単位	78円	155円	232円
		要支援2 (週1回程度)	72単位	78円	155円	232円
		要支援2 (週2回程度)	144単 位	155円	309円	463円
介護職員処遇改善 加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合し、 介護職員の賃金の改善を実施し、当該 加算の算定要件を満たす場合	算定単位 数の 1000分の 92	左記額の 1割	左記額の2 割	左記額の3 割	

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		単位数	利用者負担金		
			1割	2割	3割
送迎を行わない場合	利用者が自ら通う場合や家族が送迎を行い、 事業所が送迎を実施していない場合	47単位 /片道	51円	101円	151円

(3) その他の費用

おやつ代	おやつを提供を受けた場合、1回につき100円をいただきます。
おむつ代	おむつを提供を受けた場合、1回につき100円、パット50円の実費をいただきます。
教養娯楽費	コーヒー、紅茶など費用の実費をいただきます。
送迎費用	実施地域を超えて行う通所介護に要した交通費は、事業の実施地域を超えたところから片道分1kmごとに35円をいただきます。
その他	① 個人で使用する為に購入した物の費用は実費請求をさせていただきます ② 連絡帳ケースや連絡帳を再度希望される時は実費徴収とさせていただきます (初回は除く)

(4) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）
（その他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	約	円前後
----------	---	-----

*このサービス内容の見積もりは、居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成した概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

*この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

【利用者負担算出方法】

地域単価・10.72×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

- 1割負担 〇〇円－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）
- 2割負担 〇〇円－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）
- 3割負担 〇〇円－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

(5) サービス変更、中断、キャンセル規定

利用者が、サービス提供をキャンセル、変更、又は中断する場合は、事前に下記の連絡先までご連絡ください。

<連絡先>

LET'S ほほえみリハ

TEL：045-952-3000

FAX：045-953-2266

サービス提供当日のキャンセル又は、契約の解除の場合、利用者負担金の100%の費用をお支払い頂きます。但し緊急時やむを得ない事情がある場合は不要です。

9. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 地域密着型通所介護事業・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)において感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備計画を作成し必要な措置を講じます。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

- (1) 緊急時には人命救助を第一とした対応を行います。
- (2) 家族、医療機関など、緊急連絡先に迅速に連絡を行います。
- (3) 日頃から緊急連絡網を整備し、利用者との緊急時の対処方法の確認をしておきます

1 1. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。尚、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	店舗総合保険
補償の概要	損害賠償事故補償（介護事故）

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 従業者の禁止行為
従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。
 - ① 医療行為
 - ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため 緊急時やむを得ない場合を除く）その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

1 3. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的にを行います。

- (1) 緊急性 : 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性 : 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶと防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性 : 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する責任者	管理者 高木 美紀
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

15. 個人情報の保護

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする

事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しない物とし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

16. 非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）	管理者 高木 美紀
--------------------	-----------

(2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

防災訓練実施時期：(年2回)

17. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシーの保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

19. 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等との連携

- ① 地域密着型通所介護事業・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)の提供に当たり、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

20. サービス提供等の記録

- ① 地域密着型通所介護事業・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。提供した通所介護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

21. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします

【事業者の窓口】 LET'S ほほえみりハ 管理者 高木 美紀	所在地 横浜市旭区下川井町 233 番地 1 電話番号 045-952-3000 受付時間 9:00~18:00 (日曜日休み)
【旭区の窓口】 旭区役所高齢・障害支援課 【緑区の窓口】 緑区役所高齢・障害支援課 【瀬谷区の窓口】 瀬谷区役所高齢・障害支援課 【戸塚区の窓口】 戸塚区高齢・障害支援課	電話番号 045-954-6061 電話番号 045-930-2315 電話番号 045-367-5714 電話番号 045-866-8452
【市町村(保険者)の窓口】 横浜市健康福祉局 はまふくコール	所在地 横浜市中区本町 6-50-10 電話番号 045-263-8084 受付時間 9:00~17:00 (土日祝休み)
【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町 27 番地 1 電話番号 045-329-3447 受付時間 9:00~17:00 (土日祝休み)

22. 研修について

従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けます。

- (1) 採用時研修
- (2) 継続研修 12回/年

23. 第三者評価について

実施していない

内容について、横浜市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準に定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

〔事業者〕

住 所 神奈川県横浜市旭区下川井町 2 3 3 番地 1

事業者名 株式会社 ほほえみサービス
L E T ‘ S ほほえみリハ

代表者名 代表取締役 小林 豊

管理者名 高木 美紀 印

介護保険指定番号 1 4 7 3 2 0 2 7 6 8

〔説明者〕

氏 名 印

上記内容の説明を受け、その内容に同意します。

令和 年 月 日

〔利用者〕

住 所 _____

氏 名 _____ 印

〔契約者〕

住 所 _____

氏 名 _____ 印